

(法第 28 条第 1 項関係「前事業年度の事業報告書」)

平成 23 年度の事業報告書

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 日本市民スポーツ海外交流協会

1 事業の成果

- ・国内では、昨年度に続き「国際交流駅伝」および「市民ランナー交流セミナー」を実施することができ、多くの市民ランナーに交流の機会を提供することができた。
- ・海外では、継続事業として「メルボルンマラソン日本事務局」を担当し、メルボルンマラソンへ選手派遣を実施することで、国内外のスポーツマンとの交流の輪を広めることができた。
- ・「アラフラゲームズ日本事務局」としての 2011 アラフラゲームズへの選手派遣は、東日本大震災の影響もあり断念せざるを得なかったが、次大会の会議への参画により準備を進めた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	収支計算書の事業費の金額(単位:千円)
講習会・セミナー・各種スポーツ教室の企画運営とその開催に関する事業	・「2012 国際交流駅伝 in Tokyo」を開催した。	(A)平成 24 年 2 月 11 日 (B)皇居周回コース (C)7 人	(D)一般ランナー (E)339 人	556
	・「市民ランナー交流セミナー」の一環として、シンポジウム「大都市マラソンに期待すること」を開催した。	(A)平成 24 年 2 月 11 日 (B)日本大学経済学部 (C)7 人	(D)一般ランナー (E)40 人	253
	・「JSIE マラソン完走教室」を開催した。	(A)平成 23 年 5 月 18 日～平成 24 年 3 月 28 日の間、毎週水曜日 (B)ランステ麹町および皇居周回コース (C)2 人	(D)一般ランナー (E)67 人 (延人数:268 人)	210

海外の国や州のみならず、各地域のスポーツクラブとの交流支援事業	・メルボルンマラソン日本事務局とし、参加者と現地ランナーとの交流会を実施した。	(A) 平成 22 年 10 月 9 日、10 日 (B) オーストラリア・メルボルン (C) 3 人	(D) メルボルンマラソン参加者 (E) 50 人	49
海外、特に地域規模の大会、トレーニング、視察などのスポーツ交流のための情報収集と伝達	・「アラフラゲーム・アジア地区代表者会議」に出席して、大会運営に関する討議および情報収集を行った。	(A) 平成 23 年 12 月 8 日 (B) 台湾・台北 (C) 1 人	(D) 大会に参加しようとする人 (E) 不特定多数	0
海外派遣のための企画・運営事業	・メルボルンマラソン日本事務局を担当し、参加者の募集を行った。	(A) 平成 23 年 4 月 1 日～9 月 30 日 (B) メルボルンマラソン日本事務局 (C) 2 人	(D) メルボルンマラソン参加者 (E) 50 人	1792
	・アラフラゲームへの参加者拡大を図るために「アラフラゲームズ選手派遣委員会」を設立し、関係スポーツ団体への働きかけを行った。	(A) 平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 (B) 千葉事業所等 (C) 8 人	(D) 大会に参加しようとする人 (E) 不特定多数	0

(2) その他の事業
実施しなかった。